

## 教 育 民 生 委 員 会 会 議 録

- 1 日 時 令和6年3月1日（金曜日）  
午前9時30分～午後3時13分
- 2 場 所 委員会室
- 3 出席委員 杉 山 武 志 委 員 長                      田 原 義 寛 副 委 員 長  
                  荒 山 光 広 委 員                      三 好 睦 子 委 員  
                  秋 枝 秀 稔 委 員                      藤 井 敏 通 委 員  
                  岡 村        隆 委 員                      石 井 和 幸 委 員
- 4 欠席委員 な し
- 5 委員外出席議員  
                  竹 岡 昌 治 議 長
- 6 出席した事務局職員  
                  岡 崎 基 代 議 会 事 務 局 長                      石 田 淳 司 議 会 事 務 局 議 事 調 査 班 長  
                  阿 武 泰 貴 議 会 事 務 局 庶 務 班 長
- 7 説明のため出席した者の職氏名  
                  志 賀 雅 彦 副 市 長                      南        順 子 教 育 長  
                  井 上 辰 巳 市 民 福 祉 部 長                      市 村 祥 二 建 設 農 林 部 長  
                  千々松 雅 幸 教 育 委 員 会 事 務 局 長                      佐々木 靖 司 市 民 福 祉 部 次 長  
                  中 村 壽 志 建 設 農 林 部 次 長                      沓 野 純 枝 市 民 課 長  
                  岡 崎 輝 義 教 育 総 務 課 長                      野 村 一 守 生 涯 学 習 ス ポ ー ツ 推 進 課 長  
                  神 田 高 宏 文 化 財 保 護 課 長
- 8 会議の次第は次のとおりである。

午前9時30分開会

○委員長（杉山武志君） おはようございます。ただいまより、教育民生委員会を開会いたします。

議長、報告等ございましたらお願いいたします。

○議長（竹岡昌治君） これは、執行部のほうにお願いをしたいんですが、実は、昨日も、それから予算決算委員会も含めてですが、説明されるときにですね、第何款・第何項ですか——というふうに説明されますけど——議会決議は、確かにそれでいいんですが、聞いとって分かりにくい、市民の皆さんも分かりにくいだらうと思いますんで、できれば、目のいわゆる何ページを御覧くださいっていう、御覧くださいはいいですから、あれから申し上げます。敬語が入ってるんです、いりません。です調で結構ですから、簡潔に説明をしていただいたほうが分かりやすいと、このように思うわけであります。

例えば、第3款民生費・第1項とかおっしゃるけど、これはのけていただいて、目のところから入っていただくというような説明に変えたいと思うんですが、委員長、皆さんがいかがなんでしょうかね。その辺をちょっと諮っていただいて、執行部に対応していただければと思うんですが、よろしくお願いいたします。

○委員長（杉山武志君） 皆さん、今の議長からの御提言がありましたけど、それでよろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○委員長（杉山武志君） そのようにいたしたいと思います。ありがとうございます。

○議長（竹岡昌治君） よろしくお願いいたします。

○委員長（杉山武志君） それでは、さきの本会議におきまして、本委員会に付託されました市長提出議案13件につきまして、審査いたしますので、御協力をよろしくお願いいたします。

なお、各特別会計の令和6年度予算議案3件の審査の方法につきましては、会議規則第88条の規定により一括議題とし、各議案の説明後質疑を行い、その後必要であれば、市長に出席いただき総括質疑を行い、各議案の討論、採決を行うことといたします。

執行部及び議員の皆さんには、簡潔明瞭な説明と質疑に努められますようお願いいたします。

それでは、これより審査に入ります。

最初に、議案第4号令和5年度美祢市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）を議題といたします。執行部より説明を求めます。杓野市民課長。

○市民課長（杓野純枝君） それでは、議案第4号令和5年度美祢市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）について御説明をいたします。

このたびの補正は、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1,253万7,000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ32億8,677万1,000円とするものであります。

初めに、歳出について御説明をいたします。

12ページを御覧ください。

国民健康保険事業納付金において、1目一般被保険者医療給付費分において1,509万4,000円、その下、第2項になりますが、後期高齢者支援金等分を71万7,000円それぞれ減額し、その下、介護納付金分において235万7,000円を追加しております。これらは、今年度における額の確定に伴うものであります。

続いて、その下、保険事業費でございますが、ページをめくっていただき——申し訳ございません、12ページでございますが、後ほど歳入にて御説明をいたします。国庫補助金が確定したことにより、財源補正をしております。

続きまして、ページをめくり14ページを御覧ください。

国民健康保険基金積立金において9,000円を追加しております。

これは、国民健康保険基金における積立利息額の確定に伴うものでございます。

その下、諸支出金におきまして90万8,000円を追加しております。

これは、前年度分の保険給付費等交付金の確定による精算返還金であります。

次に、歳入について御説明いたします。

ページ戻っていただき、8ページ、9ページを御覧ください。

利子及び配当金について9,000円を追加しております。

これは、基金における積立利息額の確定に伴うものであります。

その下、一般会計繰入金として230万3,000円を追加しております。

これは、保険基盤安定繰入金のうち、保険税軽減分として183万8,000円、保険者支援分として46万5,000円をそれぞれ追加しております。いずれも事業費の確定に伴うものであります。

続いて、国民健康保険基金繰入金において1,487万2,000円を減額しております。

これは、歳出予算の減額に伴い、一般財源を調整するものであります。

最後に、10ページ、11ページでございます。

国庫補助金におきまして、社会保障・税番号制度システム整備費補助金として2万3,000円を追加しております。

これは、制度周知に係るチラシを作成した経費について、国庫補助に伴い追加するものであります。

説明は以上です。

○委員長（杉山武志君） 説明が終わりました。本案に対する質疑を行います。質疑はございませんか。三好委員。

○委員（三好睦子君） お尋ねいたします。

補正ということで、会計状況がある程度分かるかと思いますが、昨年12月末でもいいんですが、国保税の滞納額についてお尋ねいたします。

○委員長（杉山武志君） 杓野市民課長。

○市民課長（杓野純枝君） ただいまの三好委員の御質問にお答えをいたします。

国保税の滞納額というところの御質問であったかと思いますが、ただいま手元にとっておる資料は、12月末の保険税の収納状況を手元にとっております。その中で、滞納繰越分の収納率での御回答でよろしければ、それでお答えしたいと思います。

令和5年度の12月末現在で、滞納繰越分の収納率としましては、12.01%でございます。年度末に向けまして、引き続き、収納対策に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○委員長（杉山武志君） そのほか質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（杉山武志君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

それでは、本案に対する討論を行います。御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（杉山武志君） 御意見なしと認め、討論を終わります。

これより、議案第4号を採決いたします。本案について、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（杉山武志君） 全員異議なしと認めます。よって、議案第4号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第6号令和5年度美祢市介護保険事業特別会計補正予算（第4号）を議題といたします。執行部より説明を求めます。杓野市民課長。

○市民課長（杓野純枝君） それでは、議案第6号令和5年度美祢市介護保険事業特別会計補正予算（第4号）について御説明をいたします。

補正予算書の1ページを御覧ください。

このたびの補正は、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ2億1,428万7,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ32億7,662万2,000円とするものであります。

初めに、歳出について御説明をいたします。

12ページを御覧ください。

2款の保険給付費になりますが、1目居宅介護サービス給付費において6,053万3,000円を減額、3目地域密着型介護サービス給付費において3,104万2,000円、5目……

○委員長（杉山武志君） ここで、暫時休憩といたします。

午前9時42分休憩

-----  
午前9時45分再開

○委員長（杉山武志君） 休憩前に引き続き、委員会を再開いたします。

今説明が終わったところでした。いや、まだですね。続きをどうぞ、申し訳ありません。

○市民課長（杓野純枝君） それでは、続きまして、介護保険給付費準備基金積立金において4,000円を追加しております。

これは、基金における積立利息額の確定に伴うものであります。

続いて、歳入について御説明をいたします。

ページを戻っていただき、8ページ、9ページでございます。

歳入につきましては、歳出で御説明をいたしました保険給付費の減額に伴い、それぞれの負担割合に基づき保険料、国庫支出金、支払基金交付金、県支出金を減額

をしております。

続きまして、10ページでございます。

繰入金におきまして、介護給付費繰入金におきまして、財源調整を行っておるところでございます。

また、財産収入におきまして、基金における積立金、利子及び配当金でございますが、利息額確定に伴い4,000円を追加をしております。

説明は以上でございます。

○委員長（杉山武志君） 説明が終わりました。本案に対する質疑を行います。質疑はございませんか。藤井委員。

○委員（藤井敏通君） 清算額っていうんですか、2億強ありますね。結構、金額として大きいんじゃないかなあと思うんですけれども、例えば歳出のほうで、居宅介護サービスあるいは地域密着型介護サービス、施設介護サービス、いずれもかなりの減額になってますけれども、これはですね、要は、サービスそのものが当初予定してた量に対して、実際の利用者が非常に少なかったということなんですか。

もし、そうであるならば、本当に、コロナもある程度収束してますし、せっかく利用しようと思ってたけども、そういう人たちが何かの理由で遠慮されて、サービスを受けられなかったっていうふうなことであれば、ちょっと問題かなと思うし、かなり大幅な減額ですけど、その要因は何かちょっと説明してもらえますか。

○委員長（杉山武志君） 杳野市民課長。

○市民課長（杳野純枝君） ただいまの藤井委員の御質問にお答えしたいと思います。

介護サービス諸費の減額の理由というところだというふうに思いますが、特に介護施設、介護サービス費なんかが大きく減額となっておるところでございますが、人口減少などがあり、被保険者数というのが減少しているというところもあります。認定介護——認定率というものは変わっていないので、利用される方も、同じように減少しているという状況の中で、サービスの利用においては、しっかりケアマネジャーさんなんかがついていらっしゃると思いますので、利用できないという状況というふうには考えておりません。支援者が必要なサービスというものを計画して、サービス利用につなげているというふうに考えております。

以上です。

○委員長（杉山武志君） 藤井委員。

○委員（藤井敏通君） という今の説明だとですね、もともとの計画予定がかなり多かったというふうな理解でよろしいんですか。

○委員長（杉山武志君） 杳野市民課長。

○市民課長（杳野純枝君） ただいまの藤井委員の御質問にお答えしたいと思います。

当初の計画、5年度の当初の計画は、やはり第8期の介護保険事業計画の進捗を見ながら、最終年度の5年度がどれぐらいになるかというものを実績と併せて推計をしておいたものですが、やはり、先ほど申し上げた人口減少等もありまして、被保険者減少というところもありまして、今年度の実績、12月までの実績とそれを基に、今年度の見込みを立てたところですが、減額となっておりますというところがございます。

以上でございます。

○委員長（杉山武志君） 藤井委員。

○委員（藤井敏通君） 本当に確認なんですけれども、対象者が亡くなったりして、当初、予定したよりもかなり減ったっていうふうなことであれば、それは致し方ないというか、いいんですけれども、本当に受けたいんだけど受けられなかったというふうな、そういうことはないですね。

というのは、当初、計画した数字よりも、対象者そのものがかなり減ったんで、一応減額にしたと、こういうことでよろしいですね。

○委員長（杉山武志君） 杳野市民課長。

○市民課長（杳野純枝君） ただいまの藤井委員の御質問にお答えをしたいと思います。

サービス利用においては、地域包括支援センターなどが相談対応に当たっているところがございます。必要なサービスへの説明なんかも、相談の業務として広く活動しているところがございますので、サービスを利用したい方ができない状況というものはないというふうに考えております。

以上でございます。

○委員長（杉山武志君） そのほか質疑ございませんでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（杉山武志君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

それでは、本案に対する討論を行います。御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（杉山武志君） 御意見なしと認め、討論を終わります。

これより、議案第6号を採決いたします。本案について、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（杉山武志君） 全員異議なしと認めます。よって、議案第6号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第7号令和5年度美祢市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。執行部より説明を求めます。杳野市民課長。

○市民課長（杳野純枝君） それでは、議案第7号令和5年度美祢市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第2号）について御説明をいたします。

補正予算書の1ページを御覧ください。

このたびの補正は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ5万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ5億1,607万6,000円とするものであります。

初めに、歳入について御説明をいたします。

8ページを御覧ください。

後期高齢者医療保険料の普通徴収保険料であります。

現年分として470万1,000円を追加しております。

これは、後期高齢者医療保険料の決算見込みによる増額であります。

その下、保険基盤安定繰入金におきまして464万7,000円を減額をしております。

これは、保険基盤安定負担金の事業費確定によるものであります。

続いて、歳出について御説明をいたします。

10ページを御覧ください。

後期高齢者医療広域連合納付金におきまして5万4,000円を追加しております。

これは、保険基盤安定負担金の事業確定により464万7,000円を減額、一方で、後期高齢者医療保険料の決算見込みにより470万円の増額をするものであります。

説明は以上です。

○委員長（杉山武志君） 説明が終わりました。本案に対する質疑を行います。質疑はございませんか。



〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（杉山武志君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

それでは、本案に対する討論を行います。御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（杉山武志君） 御意見なしと認め、討論を終わります。

これより、議案第7号を採決いたします。本案について、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（杉山武志君） 全員異議なしと認めます。よって、議案第7号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第27号美祢市立小学校設置条例の一部改正についてを議題といたします。執行部より説明を求めます。岡崎教育総務課長。

○教育総務課長（岡崎輝義君） 議案第27号美祢市立小学校設置条例の一部改正について御説明いたします。

このたびの改正は、令和7年3月31日をもって、大田小学校、綾木小学校、淳美小学校を廃止し、大田小学校の校舎を活用し、新たに美東小学校を令和7年4月1日に設置するため、所要の改正を行うものです。

これまでの経緯について概略を御説明いたします。

令和4年12月16日付で、保護者や地域の方などで構成されている美東小中学校学校運営協議会から、施設一体型の小中一貫教育校に関する意見書をいただきましたことを受けて、学校運営協議会と協議を進めてまいり、令和5年6月9日付で、美東中学校育友会、大田小学校、綾木小学校、淳美小学校のPTA会長の連名で、美祢市立小中一貫教育校、美東小中学校に関する要望書が提出されました。

そして、美東中学校育友会、大田小学校、綾木小学校、淳美小学校のPTA役員、美東小中学校学校運営協議会との協議を重ねた結果、令和5年10月2日に、できるだけ早く小中一貫教育校、美東小中学校の施設一体型を目指し、まずは大田小学校の校舎を活用して、3つの小学校を1つにした新たな小学校の新規設置を令和7年4月とすることで、協議がまとまりました。

その後、10月下旬から各小中学校の保護者説明会、11月中旬から綾木、赤郷、大田、真長田の地域説明会を開催し、これまでの経緯やこれからのことについて説明

し、御理解いただけるよう説明してきたところです。

そこで、これからのこと具体化に向けて、地域住民の代表者、保護者の代表者、学校教職員の代表者で構成した美祢市美東地域未来を拓く学校づくり協議会を設置し、令和6年1月16日に第1回の協議会を開催し、協議の結果、新たな小学校の設置は、令和7年4月1日とすること、小学校の校名を美東小学校とすることで決まったことによるものです。

なお、この条例は、令和7年4月1日から施行するものです。

説明は以上です。

○委員長（杉山武志君） 説明が終わりました。本案に対する質疑を行います。質疑はございませんか。三好委員。

○委員（三好睦子君） 今の説明、経緯の説明がありましたけれど、この一番肝腎なところの地域住民の代表者で話されたということなんですけれど、淳美小学校においての住民の方からいろいろ、そんなんでもいいのかなというようなことも聞きますが、この意見の中で、みんな——この中の意見では、大田小学校に、美東小学校にということなんですけれど、それについて、淳美小学校を残してほしいとかそういった意見は全くなかったんでしょうか。

今、何ですかね、少子化でそれは、保護者の意見も大事にしなければいけない、子どもたちが少なくなって、1つにまとまっていくというのは、もうそれはそれで保護者の方の御希望もあったと思うんですが、地域住民の方の意見っていうのは、ちょっとどういうふうだったのか、分かればお尋ねいたします。

○委員長（杉山武志君） 意見書が提出され、要望書が提出され、また令和5年10月2日には、協議のほうで成立しておると伺っておりますが、少数となりましようけど、御意見とか御要望とかがあったのかなかったのか、もし把握しておられれば、述べていただけますでしょうか。岡崎教育総務課長。

○教育総務課長（岡崎輝義君） ただいまの三好委員の質問にお答えをいたします。

淳美小学校の保護者から残してほしいという意見がなかったのかということであるかと思いますが、私どもが説明会を開いた限りでは、そういった意見は伺っておりません。

で、今は、それこそ1月16日に第1回の協議会を開催した内容を今のホームページのほうに、今までの質問があったこと等をまとめてホームページに載せておりま

すので、そちらを御覧になっていただければと思います。

説明は以上です。

○委員長（杉山武志君） 三好委員。

○委員（三好睦子君） 私は、今回一般質問するんですけど、小中一貫教育校について一般質問するんですけど、その中でヒアリングがあったんですけど、その中で、私は、執行部の説明では、美東中学校の中に小学校入れるって言われましたけれど、この説明の中のこの番地を見ればですね、大田小学校が6215なんですけれど、美東中学校の番号が違う——同じなんじゃないかな。美東中の中に美東小学校を入れて、1階に入れてつくるんだって言われました。でも、ここのこの説明の中では、美東小学校が大田の6215ですけど、美東中学校は6215じゃないと思うんですけど、一体どうなって——どちらが本当なんじゃないかな。

○委員長（杉山武志君） 岡崎教育総務課長。

○教育総務課長（岡崎輝義君） ただいまの三好委員の御質問にお答えします。

このたびは、今、私、提案説明いたしましたけども、大田小学校を活用して、まずは綾木小学校、淳美小学校、大田小学校を1つの新たな小学校にするということでございます。ですからこの地番は、大田小学校の地番であります。

説明は以上です。

○委員長（杉山武志君） そのほか質疑はございません。秋枝委員。

○委員（秋枝秀稔君） 今説明を聞きまして、施設一体型の学校をつくるという、こういう工程になっておる、ところがよく見えないんですけど、これからの工程表というのはどういうふうになっておるんでしょうか。

○委員長（杉山武志君） 岡崎教育総務課長。

○教育総務課長（岡崎輝義君） ただいまの秋枝委員の御質問にお答えします。

今現在、美東地域未来を拓く学校づくり協議会におきまして、さらに分科会を設置しているところです。で、その中で、小中一体型の検討につきましては、主には、施設整備部会というところで、これから協議してまいりたいと考えております。

説明は以上です。

○委員長（杉山武志君） 秋枝委員。

○委員（秋枝秀稔君） ということは、施設整備が絡んでくるから、施設一体型が今のところちょっと見えないという、こういう理解でいいんでしょうか。

○委員長（杉山武志君） 岡崎教育総務課長。

○教育総務課長（岡崎輝義君） ただいまの御質問にお答えをいたします。

今検討を進めているのは、美東中学校の中に小学校を入れるというのは、まとまっておるところですけども、これからそれをどのようにしていくかというところを、また、施設整備会で協議してもらおうというところでございます。

以上でございます。

○委員長（杉山武志君） 秋枝委員。

○委員（秋枝秀稔君） 今分かったような分からんようなですね。結局施設整備をしないことには、結局一緒にできない、現実できないというこういう理解なんですね、こういうことでよろしいですか。

○教育総務課長（岡崎輝義君） はい。

○委員長（杉山武志君） 先ほどちょっと藤井委員が手挙げられました。藤井委員、どうぞ。

○委員（藤井敏通君） この件につきましては、私も非常に関心というかありまして、一般質問でも何回かやっておるんですけど。先ほどの説明で、1月11日に未来を拓く学校協議会というのを既に設置されまして、小中一体型の学校というか、一貫の美東の小中一貫校、将来的にはつくっていくというお話だったんですけども、今分かってるのは、1つは、来年の3月末で3つの小学校を1つの小学校にして、美東小学校にするということですね。

もう1つは、小中一貫という、これは要望は施設一体型と、したがって、美東中学校の中に小学校も入れてということで、一応要望が出てると。で、それについては施設整備部会のほうで、実際に検討していると、こういうお話だったんですけども。

考えますと、まず、来年の3月末に、小学校を1つにするといってもですね、例えば綾木から、あるいは淳美から子どもたちをどういうふうに今、大田まで運ぶというかそういう問題もありますし、いろいろ実際にやるとなるとですね、あると思うんですね。

それで、この未来をつくる学校協議会っていうところで、具体的にいろんな項目について、どういうふうな部会で何を検討して、それも、いつまでっていうか、その辺のいわゆる工程表、これはどうなってますかね。

それこそ先ほどありましたように、ホームページにその辺も全部書いてあるということなんですか。

○委員長（杉山武志君） 千々松教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（千々松雅幸君） 藤井委員の御質問にお答えいたします。

この協議会におきましては、総務部会、PTA部会、教務部会、施設整備部会というのを設けて、それぞれ詳細の協議を進めるようにいたしております。

総務部会につきましては、校歌や校章あるいは制服、それから継承式、開校式をどうしていくのか、そういったことについて、開校に間に合うように議論を進めていくようにいたしております。

それからPTA部会につきましては、PTA組織をどうしていくのかというようなことや、委員御発言のとおり、通学支援の問題、どのようなルートで、新しい美東小学校にスクールバスを運行していくのか、そういった協議をするようにいたしております。

また、教務部会におきましては、まさにここが肝になる部分でありますけども、本当に魅力ある美東小学校をどうつくり上げていくのか、新しい学校のグランドデザインや教育カリキュラム、そういったことについて、議論をするようにいたしております。もちろんこれは、施設一体型の美東小・中学校を見越しての議論をすることといたしているところであります。

それから施設整備部会につきましては、先ほど課長が御説明申し上げましたけども、小中一貫施設一体型を目指すんですけれども、まずは、すぐにはできませんので、一旦3小を1つの小学校——新しい小学校をつくるということになります。で、新しい施設整備に向けて、その議論を進めることといたしてるところでございます。

以上になります。

○委員長（杉山武志君） 藤井委員。

○委員（藤井敏通君） 各部会でね、何をやるっていうのは分かりましたけども、どういうスケジュールで考えてらっしゃいますか。

まず、はっきりしてるのは、来年の3月末には小学校が1つになるという発表してますね。そもそも小中1つっていう、学運協あるいは育友会からの要望だったと思うんですけど、そちらのほうは、どういうスケジュール、前回の一般質問では、早ければ8年、1年後にはという話だったんですけども、その辺、どうなってるの

かなと。

○委員長（杉山武志君） 千々松教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（千々松雅幸君） 藤井委員の御質問にお答えいたします。

施設一体型につきましては、要望自体ができるだけ早くというような御要望がありまして、令和8年、早ければ令和8年4月が可能であるというようなお答えをしておりますけれども、それに向けて、実際にそれができるかどうかも含めて、施設整備部会で改めて協議をすることといたしております。

各部会で協議したことにつきましては、協議会に諮りまして、協議会の御理解をいただいた上で、第1回目の協議会終わっておりますけれども、それにつきましては、その内容を、協議会だよりといったものを発行を、美東地域におきましては全戸配布させていただいております。

今後の協議会につきましても、同様の対応をさせていただく予定といたしております。

以上でございます。

○委員長（杉山武志君） 三好委員。

○委員（三好睦子君） お尋ねいたします。

今ちょっとホームページで、美東中学校の番地を調べようかなと思ったんですけど、ちょっとすみません。

小中一貫教育については、現在は分離型で進められています。それを今度は施設一体型にしてということなんでしょうけれど、先ほどありましたけれど、美東町の大田小学校にするっていう、1つにするっていうことは、施設分離型ではないんですか。隣離れてますけど、分離型……

○委員長（杉山武志君） 今回の事案はですね、3校を1校にするというこの議案でありまして、施設分離型にするのか、施設一体型にするのかっていうのは、まだ先のことですので、今回は、3校を1校に統合する条例にしてよいかという議案があります。三好委員。

○委員（三好睦子君） だからお尋ねしてるんですけど、現在は、大田小学校に、6215号に置くっていういうんですよね。でも施設一体型は、その美東中の中に入るわけでしょう。今回の事案はですね。

○議長（竹岡昌治君） 議論してないわあね。

○委員（三好睦子君） でも番地が違えば……

○議長（竹岡昌治君） 先生たちも議論をしてないんよ。小学校をとりあえず移そうというんじゃから、議論が違いやせん。

○委員（三好睦子君） 分かりました。一般質問で詳しく。

○委員長（杉山武志君） そのほか質疑ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（杉山武志君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

それでは、本案に対する討論を行います。御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（杉山武志君） 御意見なしと認め、討論を終わります。

これより、議案第27号を採決いたします。本案について、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（杉山武志君） 全員異議なしと認めます。よって、議案第27号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第28号美祢市学校給食共同調理場の設置及び管理に関する条例の全部改正についてを議題といたします。執行部より説明を求めます。岡崎教育総務課長。

○教育総務課長（岡崎輝義君） 議案第28号美祢市学校給食共同調理場の設置及び管理に関する条例の全部改正について御説明いたします。

このたびの改正は、学校給食を提供している伊佐、厚保、大嶺、嘉万学校給食共同調理場を令和6年8月24日をもって廃止し、旧重安小学校跡地に、美祢市学校給食センターを令和6年2学期の始業日である令和6年8月25日に設置すること、また、管理に関する規定を規則に委ねるため、所要の改正を行うものです。

なお、この条例は、令和6年8月25日から施行するものです。

説明は以上です。

○委員長（杉山武志君） 説明が終わりました。本案に対する質疑を行います。質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（杉山武志君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

それでは、本案に対する討論を行います。御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（杉山武志君） 御意見なしと認め、討論を終わります。

これより、議案第28号を採決いたします。本案について、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（杉山武志君） 全員異議なしと認めます。よって、議案第28号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第29号美祢市体育施設の設置及び管理に関する条例等の一部改正についてを議題といたします。執行部より説明を求めます。野村生涯学習スポーツ推進課長。

○生涯学習スポーツ推進課長（野村一守君） 議案第29号美祢市体育施設の設置及び管理に関する条例等の一部改正について御説明いたします。

教育委員会では、中学校の部活動改革に取り組んでおりまして、部活動から地域クラブへの移行を進めておるところでございます。これが進みましたら、学校施設だけではなく体育施設や都市公園の運動施設、こちらのほうも、地域クラブの活動場所となってまいります。地域クラブ活動は学校活動ではありませんので、施設利用料が発生し、これは保護者の負担増につながるところでございます。

また、子どもたちに、夢中になれるスポーツを見つけてほしいとの思いから、様々なスポーツの体験をしてもらう取組を令和5年度から始めたところでございます。スポーツの楽しさを知ってもらい、多くの子どもたちが気軽にスポーツに楽しめる環境を提供したいと考えております。

生涯スポーツの観点から、将来の本市のスポーツ振興を担う子どもたちのために、中学生以下の者が体育施設や都市公園の運動施設を使用する際の使用料を無料にしたいことから、所要の改正を行うものであります。

なお、この条例は、令和6年4月1日から施行するものでございます。

以上です。

○委員長（杉山武志君） 説明が終わりました。本案に対する質疑を行います。質疑はございませんか。藤井委員。

○委員（藤井敏通君） 中学部活の地域クラブ移行っていうか、この考えは、私は非常にいいことだと思います。



ただ、今回のこの条例がですね、それに当たっては、実際に中学校の施設だけじゃなくて、美祢市の体育施設を中学生、あるいは今のお話だと、小学生もその対象になるようですけれども、利用するに当たっては、原則、使用するときには、料金が発生するけれども、一応中学校、小学校生が利用するときには、料金を無料にしようというのが趣旨だと思うんですけれども。

例えば、地域クラブっていうふうなことを考えたときに、地域の人が当然クラブ活動をやっとして、それに中学生、あるいは小学生も一緒にやるとかいうふうなことも、将来的には考えられるんじゃないか、むしろそういうのが地域クラブじゃないかなと私は思います。

そうなったときに、例えば従来であれば、例えば地域の人が利用して、利用料金発生する、それに中学生が入って一緒にやるとなったら、当然中学生、小学生っていうのは、ただ単に加わるというのであれば、別に料金は取らないでもいいんじゃないでしょうか、要は地域クラブっていうふうなときに、小学校、中学生だけがやるケース、これはいろいろと分かりますけれども、もともと地域住民の方がやってたのに、例えば一緒にやるというふうなことになった場合には、これも、地域クラブということでもう無料にしたらどうかなと思うわけですね。

だからそのところ、どのようにそういうケースっていうか——はお考えになってないのか。あるいは、そういうふうな場合にも、もう施設を無料に、できるだけ市民の人も使いやすいようにするというふうなことはいかがかなということで、ちょっとお聞きしたいなと思いますけど。

○委員長（杉山武志君） 野村生涯学習スポーツ推進課長。

○生涯学習スポーツ推進課長（野村一守君） 藤井委員の御質問にお答えいたします。

今回、条例の改正を議案として提出しておりますが、中学生以下が無料ということをしておりますが、これは、減額とか免除ではなくて、そもそも施設の使用料がかからないよということにする条例の改正でございます。

で、今、お話ありましたように、今度は地域クラブ活動、こちらのほうは、当然、成人男性、女性、もちろん小中学、高校生等も使用するようになろうかと思っておりますけれども、こちらのほうは、今度は施行規則のほうで、減免規定がございますので、こちらのほうで、地域クラブとしてみなす活動については、施設使用料を免除するというふうな運用にしてみたいというふうにご考えておるところでございます。

以上でございます。

○委員長（杉山武志君） 藤井委員。

○委員（藤井敏通君） すみません、もう1回。地域クラブということで使う場合には、細則——施行規則。施行規則のほうでっていうことね。

○生涯学習スポーツ推進課長（野村一守君） そうです。

○委員（藤井敏通君） それは、今現在は、そういう項目はないんだけど、地域クラブということで、新たにそういう項目を設けますよと、こういう理解でよろしいですか。

○生涯学習スポーツ推進課長（野村一守君） はい。

○委員長（杉山武志君） そのほか質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（杉山武志君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

それでは、本案に対する討論を行います。御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（杉山武志君） 御意見なしと認め、討論を終わります。

これより、議案第29号を採決いたします。本案について、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（杉山武志君） 全員異議なしと認めます。よって、議案第29号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第30号美祢市立秋吉台科学博物館の設置及び管理に関する条例等の一部改正についてを議題といたします。執行部より説明を求めます。神田文化財保護課長。

○文化財保護課長（神田高宏） それでは、議案第30号美祢市立秋吉台科学博物館の設置及び管理に関する条例等の一部改正について御説明いたします。

これは、現在、小中学生は、歴史民俗資料館と化石館では50円、長登銅山文化交流館では150円の観覧料を頂いておりますが、美祢市の小中学生につきましては、ふるさとの歴史文化などに触れ、知識と理解を深める機会をより多く提供し、郷土愛の醸成や美祢市の未来を担う人材の育成につなげるため、観覧料を無料にするための所要の改正を行うものであります。

また、歴史民俗資料館と化石館は、国民の祝日に関する法律に規定する休日、いわゆる祝日は休館日となっておりますが、利用者の利便性を高め、より多くの方に、美祢市の歴史文化や地質遺産について触れ、知っていただく機会を増やすために、元旦以外の祝日を開館日とするものであります。

併せて、市内博物館等の施設について、大型連休等でも開館できるようにすることとし、開館日を統一するための所要の改正を行うものであります。

この条例は、令和6年4月1日から施行するものであります。

説明は以上です。

○委員長（杉山武志君） 説明が終わりました。本案に対する質疑を行います。質疑はございませんか。三好委員。

○委員（三好睦子君） お尋ねします。

開館の日数が増えた、お正月以外は開館するということなんですけれど、ここで働く人たちの条件といいますかね、多分、会計年度任用職員が当たるのではないかなと思うんですけれど、働く方たちの処遇改善とかはどのようになさるのでしょうか。働く人たちに過重な負担になってはいけないと思うんですが、その点についてお尋ねいたします。

○委員長（杉山武志君） 神田文化財保護課長。

○文化財保護課長（神田高宏） ただいまの三好委員の御質問にお答えいたします。

こちらのほうで働いている職員は、全て会計年度任用職員となっております、出勤する日数は、これまでと変わらないということで、運営のほうをしていきたいと考えております。

以上です。

○委員長（杉山武志君） 三好委員。

○委員（三好睦子君） ローテーションというんですか、そんなのも組まれてやられると思うんですけれど、本当にちょっと今、働く日数が多い人も——扶養に入って、あまり働かなくていいというような方も出てくるかと思うんですけれど、かといって、これを生活の糧にしておられる——働いて子どもたちを養う——生活していくということで、何か、その中で、日数が増えて働くのが日にちが多くなってもいいですけど、生活に支障が来たりっていうことがないようにしていただきたいと思うんですが、ローテーションについても、しっかりと働く方たちと協議をされて、

もちろんいかれると思いますが、働く人に負担がかからないようには大丈夫なんですか。再度お尋ねします。

○委員長（杉山武志君） 三好委員、ちょっと条例を見ていただくと分かるんですが、休館日をずらしてるだけですから、休日の日数は変わりませんし、三好委員。

○委員（三好睦子君） すみません。私は利便性がよくするので、休日でも少なくなるのが——開館日数が多くなるのかと。

○委員長（杉山武志君） よろしいですか。そのほか質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（杉山武志君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

それでは、本案に対する討論を行います。御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（杉山武志君） 御意見なしと認め、討論を終わります。

これより、議案第30号を採決いたします。本案について、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（杉山武志君） 全員異議なしと認めます。よって、議案第30号は原案のとおり可決されました。

ここで1時間経過いたしましたので、10分間、40分まで休憩を取りたいと思います。

午前10時30分休憩

-----  
午前10時44分再開

○委員長（杉山武志君） 休憩前に引き続き、委員会を再開いたします。

次に、議案第31号美祢市介護保険条例の一部改正についてを議題といたします。

執行部より説明を求めます。杵野市民課長。

○市民課長（杵野純枝君） それでは御説明をいたします。

このたびの改正は、令和6年度から令和8年度までの3年間を計画期間とする第9期介護保険事業計画期間の第1号被保険者の保険料率を定めるため、所要の改正を行うものであります。

改正において、大きく2点、御説明をさせていただきます。

まず1点目は、所得段階について、2点目は、基準額の見直しについてであります。

1点目の所得段階について、国においては、令和6年度の第9期の開始に当たり、介護保険制度の持続可能性を確保する観点から、1号被保険者間での所得再分配機能を強化することで、低所得者の保険料上昇の抑制を図るとされ、現行の標準段階を9区分から13区分へ段階化した上で、所得の低い層に係る条率、保険料率ですが、これを引下げ、新たに設定する第10段階から13段階を、現行の9段階と比較して高く設定するとし、介護保険法施行令が改正されたところであります。

本市では、現行の第8期において、国の標準区分給付分のうち、介護保険法施行令第39条第1項の規定に基づき、所得の高い層を細分し、13段階の設定を行っております。

第9期においては、標準基準となる介護保険法施行令第38条第1項の規定に準ずる13段階とする改正を行うものであります。

続きまして、2点目の基準額の見直しについて、基準額、これが月額ですが、5,840円から5,690円へ見直しを行うこととしております。

3ページの新旧対照表を御覧ください。

条例では、各号で所得段階に、基準額と保険料率により算定した年額を定めております。真ん中あたり、第5号介護保険法施行令第39条第1項第5号に掲げる者7万80円、この段階が保険料率1.00として、基準額から年額を定める規定であります。

現行は基準額を5,840円としておりますところ、改正案として、5,690円と見直し、6万8,280円と改正するものであります。

第1項においては、基準額を基に、介護保険法施行令第38条第1項の規定に基づいた額に改めております。

また、第2項から第4項においては、第9期期間の低所得者に係る軽減について、国より示されております率を基に算出し、額を定めるものであります。

基準額の算定に当たりましては、第9期介護保険事業計画の中で、被保険者数、介護認定者数、サービス給付費や地域支援事業費の推計、保険料として必要な額から所得段階の改正を踏まえ、算出したところであります。どうか御理解いただきますようお願いいたします。

なお、この条例は、令和6年4月1日から施行するものであります。

説明は以上です。

○委員長（杉山武志君） 説明が終わりました。本案に対する質疑を行います。質疑はございませんか。藤井委員。

○委員（藤井敏通君） 今、説明していただきました。これ正直もう、この一部改正ということで提示していただいたこの資料だけを見て、本当に分かれと言われても、これは非常に難しいと思う。逆に皆さんのほうで、この資料だけ提示されて、分かります。

それで、何が言いたいかっていうと、今、説明をされたようなことが、例えば、どこかに1枚か何かあれば、ぐっと理解しやすいと思うんですけども、そういうふうなやり方ってというのは考えられないでしょうか。

○委員長（杉山武志君） 杳野市民課長。

○市民課長（杳野純枝君） ただいまの藤井委員の御質問にお答えをいたします。

今から、計画の概要の一番最後に資料をつけております保険料の見直しについて、段階の比較表のほうを配信をさせていただいております。

先ほどの説明では、なかなか所得段階、段階が変わったということだけで、金額的などころってというのが、一覧見比べることが難しかったかと思いますが、こちらを見ていただけたらというふうに思います。

以上でございます。

○委員長（杉山武志君） 藤井委員。

○委員（藤井敏通君） すみません。先ほど三好委員のほうから、全協でやったやろと叱られました。確かに、そういう説明も受けたと思います。だから、そのときにしっかり理解しておけばよかったんでしょうけども、すみませんでした。

だから、私の最初の質問について——質問というか——については、今回のように、事前に、何か全協とか、そういう意味でも、今後も説明していただくと助かります。今回は、私が全然もう忘れておりましたので、申し訳なかったです。

以上です。

○委員長（杉山武志君） 秋枝委員。

○委員（秋枝秀稔君） 結局、8期と9期で、保険料が9期で落ちたんですね。いくら落ちたんでしょうか。これちょっと今、これじゃ分からんからお尋ねいたします。保険基準額ですね。

○委員長（杉山武志君） 杳野市民課長。

○市民課長（杳野純枝君） ただいまの秋枝委員の御質問にお答えをいたします。

基準額、標準の月額になりますが、そちらのほうは、直接条例のほうには載ってはきませんけれども、5,840円から5,690円に減額したというところでございます。

以上でございます。

○委員長（杉山武志君） よろしいですか。そのほか質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（杉山武志君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

それでは、本案に対する討論を行います。御意見はございませんか。三好委員。

○委員（三好睦子君） この議案に反対いたします。

標準基準額っていうのは、5,840円から5,690円になって下がっておりますけれど、この13段階も変わらないんですけれど、その内訳を見ますと、210万円未満の方も下がっておりますけれど、その段階の、新旧のあれが違って来るんですよ。で、これの中身をしっかり見ると、上がった——260万円未満の方も上がっておりますし、段階が違いますからね。

それで、全般的に見ると、高額の方はまあまあとしても、260万円、320万円未満とかいうところを見ますと、上がっております。そして——ということは、介護保険料を払うけれど、介護が受けにくくなるのではないかと。

そして、私の調べたところによりますと、公費の負担、国が負担する部分が半分ぐらいに減ってるんですよ、削減されてますので、こういったことになるのだらうと思いますが、負担が多くなる、介護保険の負担が、保険料が上がることで、負担が重くなると思いますので、反対いたします。

○委員長（杉山武志君） そのほか、御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（杉山武志君） 御意見なしと認め、討論を終わります。

これより、議案第31号を採決いたします。本案について、原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○委員長（杉山武志君） ありがとうございます。挙手多数であります。よって、議案第31号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第32号美祢市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例等の一部改正についてを議題といたします。執行部より説明を求めます。杳野市民課長。

○市民課長（杳野純枝君） それでは御説明いたします。

このたびの改正は、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令が公布され、指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等、関係する基準条例について所要の改正を行うものであります。

このたびの改正につきましては、省令の公布に伴い、4つの条例を改正するものであります。

1つ目が議案名にもあります、第1条の美祢市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例、2つ目が2ページ目の中段にあります、第2条美祢市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例、3つ目が3ページ目の中段あたりにあります、第3条美祢市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例、それから4つ目が4ページ目の上段にあります、第4条美祢市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例であります。

まず、それぞれのサービスについて簡単に御説明をさせていただきます。

第1条にある地域密着型サービスは、地域での生活が継続できるように、その地域、市内の被保険者が利用するサービスで、要介護者を対象としており、市内の事業所には、特別養護老人ホーム、通所介護事業所、認知症対応型共同生活介護、いわゆるグループホームですが、それと小規模多機能型居宅介護、これは、通所と訪問、宿泊を組み合わせて、利用が可能なサービスがあります。

次に、第2条にあります地域密着型介護予防サービスは、地域密着型サービスで御説明しましたサービスのうち、要支援者を対象としたサービスであります。

それから、第3条にあります介護予防支援は、要支援者に対しサービス等を適切に利用できるようサービス計画を作成し、サービス関係者との連絡調整の支援を行うもの、また、第4条の居宅介護支援は、要介護者に対してサービス利用計画を作



成し、サービス関係者と連絡調整を行う支援を行うものであります。

これらのサービスを行う事業所については、指定権限は市が持っており、国の定める基準省令の改正に伴い、基準を合わせるために改正をするものであります。

主な改正内容としましては、事業所の管理者が兼務できる事業所の範囲について、同一敷地内の要件が削除となることや、指定介護療養型医療施設が廃止になることにより削除になるもの、また、居宅介護支援事業者が居宅介護予防支援の指定を受ける場合の人員配置などの規制を行うものであります。これら条例におきましては、基準となる事項について整備をしております。

また、細目的な点におきましては、規則において定めておるところであります。

なお、この条例については、令和6年4月1日から施行するものであります。

説明は以上です。

○委員長（杉山武志君） 説明が終わりました。本案に対する質疑を行います。質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（杉山武志君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

それでは、本案に対する討論を行います。御意見はございませんか。三好委員。

○委員（三好睦子君） 意見を保留ということもありますか。賛成も反対もちょっとできないと。委員会で反対して、本会議で賛成してはまずいですし、変わってもいいですかね。ちょっと勉強不足で、本当にこの内容ができる——介護報酬とかの関係もあるかと思ったりもするんですけども。

○委員長（杉山武志君） ここで暫時休憩いたします。

午前11時02分休憩

---

午前11時03分再開

○委員長（杉山武志君） 休憩前に引き続き、委員会を再開いたします。

それでは、本案に対する討論を行います。御意見ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（杉山武志君） 御意見なしと認め、討論を終わります。

これより、議案第32号を採決いたします。本案について、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（杉山武志君） 全員異議なしと認めます。よって、議案第32号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第33号美祢市空家等対策の推進に関する条例の一部改正についてを議題といたします。執行部より説明を求めます。中村建設農林部次長。

○建設農林部次長（中村壽志君） それでは御説明いたします。

このたびの改正は、空家等対策の推進に関する特別措置法、以下、法と言わせていただきますが、法の一部改正に伴い、美祢市空家等対策の推進に関する条例の所要の改正を行うものであります。

新旧対照表を御覧ください。

このたびの改正点は2点ございます。

1点目は、法第13条で、新たに、特定空家等の前段階として、管理不全空家等が追記されたことから、条例中の「特定空家等」を「管理不全空家等」に、また、第3条中の「特定空家」を「管理不全空家」に改めるものであります。

管理不全空家等とは、空家等が適切な管理が行われていないことにより、そのまま放置すれば、特定空家等に該当することとなる恐れのある状態にあると認められる空家等と定義されております。

本市といたしましても、管理不全空家等について、周囲に著しい悪影響を及ぼす前の有効活用や適切な管理を総合的に強化し、悪化の防止に努めてまいりたいと思っております。

2点目は、法の改正に伴う条ずれの修正であります。

第7条中の「法第14条第1項」を「法第22条第1項」に、第8条中の「法第6条第1項」を「法第7条第1項」に、第9条第1項中の「法第7条第1項」を「法第8条第1項」に改めるものであります。

なお、この条例は、公布の日から施行するものであります。

以上でございます。

○委員長（杉山武志君） 説明が終わりました。本案に対する質疑を行います。質疑はございませんか。藤井委員。

○委員（藤井敏通君） 今の説明で、最初に、この特定空家、特別措置法が変わったんで、併せて条例も変えるということですけども、特定空家ということの前について

うか、管理不全空家っていうふうについてというような説明だったので、特定空家、管理不全空家っていうのが新たにできたんだと、説明聞いて思ったんですけど、読むと結局、特定空家のところが管理不全空家に、ただ要するに、表現が変わっただけというふうに思うんですけど、そういう理解でいいんですかね。

○委員長（杉山武志君） 中村建設農林部次長。

○建設農林部次長（中村壽志君） ただいまの藤井委員の御質問にお答えいたします。

先ほど申しあげましたように、管理不全空家というのは、そのまま放置すれば、特定空家等になるということがございますから、特定空家に指定する前段階の状態の空家のことを指しているというところで、より早い時期から適正管理のお願い、あるいは防止——悪化防止に対する措置、そういったところに取り組んでいただくということで、その前段階としての言葉に変えさせていただいているというところでございます。

以上でございます。

○委員長（杉山武志君） 藤井委員。

○委員（藤井敏通君） そうなりますと、ここに書いてある限りではどこにもないんですけど、特定空家っていうのを一応、法律上には残ってるし、この条例——条例中にも残ってるっていうふうに考えていいんですね。

要は、この措置法の改定の意図としては、特定——従来特定空家であれば、強制的に変えるということもできたんだけど、やっぱり非常にそこになるまでに、時期が遅れてるっていうこともあるんで、できるだけ早い段階からそういうことがやれるようにという趣旨の下、新たに管理不全空家というのを設けて、少しでも早くできるように、でもほっておくと、従来どおりの特定空家になる。したがって、強制的に、例えば、代執行等ができるのは、従来どおり、特定空家なんですっていう、こういうことですかね。

それとも、もう特定空家を管理不全空家ということで、もう交換するような形にしたから、今からは、もう特定空家っちゅうのがなくて、あくまでも管理不全空家ということなんですけど、そこがどうもいまいち分からないんですよ。

○委員長（杉山武志君） 中村建設農林部次長。

○建設農林部次長（中村壽志君） ただいまの藤井委員の御質問にお答えいたします。

管理不全空家は、特定空家になる前の段階、そのまま放置すれば、特定空家とな

るであろうという空家ということになります。

で、管理不全空き家がそのまま放置されれば、特定空家等という位置づけになりまして、特定空家等に認定されれば、命令、あるいは代執行のほうに進んでいくということになります。これは、従来の特定空家等の考え方と同じでございます。

以上でございます。

○委員長（杉山武志君） 議長。

○議長（竹岡昌治君） ちょっと私の理解と違うかもしれませんが、この条例改正、いわゆる空家等対策の推進に関する条例の一部改正って、こう書いてあります。

で、一番頭にですね、条例改正の中で、条例中、「特定空家等」を「管理不全空家等」に改めるところ書いてあるんです。ですから、ほかのこの条例中に、もう特定空家というのは出てこないの。ちょっとその辺も含めて説明してください。

○委員長（杉山武志君） 中村建設農林部次長。

○建設農林部次長（中村壽志君） ただいまの竹岡議長の御質問にお答えいたします。

特定空家等になる前の、放置すれば、危険な状態になりうるものを管理不全空家等ということで、条例の中ではより幅広くといたしますか、危険になる前の状態から、もうこういう美祢市の空家対策条例の中で、いろんな措置をしていくということでございます。

特定空家等という言葉についても、今後も今まで同様残ってまいりますし、特定空家等の措置の仕方っていうのも、空家対策協議会のほうで検討し、いろんな措置を考えていくようなことになります。これは今までどおりでございますので、御理解いただければと思います。

以上でございます。

○委員長（杉山武志君） それでは、どこか違う条例か何かに、特定空家を載せる…

…。

○建設農林部次長（中村壽志君） 条例ではないんです。

○副市長（志賀雅彦君） だから、そこを聞いてってんやから。

○議長（竹岡昌治君） 藤井委員さんも同じことを聞かれてて、答えがどうも違う。

○委員長（杉山武志君） 中村建設農林部次長。

○建設農林部次長（中村壽志君） ただいまの回答の中で、ちょっと言葉足らずなところがございますので、もう一度発言させていただきたいと思います。

条例の中の「特定空家等」という言葉を、全て「管理不全空家」、あるいは「管理不全空家等」ということに変えております。

以上でございます。

○委員長（杉山武志君） ちょっとお尋ねなんですけど、そうすると、管理不全空家の位置づけができて、特定空家という行政代執行ですとか、ほかのステップで出てくる特定空家というのは、言葉がもうなくなったっていうふうに認識してよろしいんですか。それとも、どこかで出てくるものでしたら、管理不全空家等のつながりのために、こちらの条例等も変更しないといけないんじゃないかなっていう気がしますけど。中村建設農林部次長。

○建設農林部次長（中村壽志君） ただいまの杉山委員長の御質問にお答えいたします。

あくまでも管理不全空家が放置され、悪化されれば、特定空家という位置づけになります。条例中には出てまいりませんが、法のガイドライン等、いろいろなところでの位置づけは変わってないということでございますので、御理解のほどよろしくお願いいたします。

○委員長（杉山武志君） 御理解いただけましたかね。藤井委員。

○委員（藤井敏通君） 今委員長が言いましたように、もし、今まであった特定空家以外に、今回、この管理不全空家っていうのが新たに定義されたとするならば、で、その管理不全空家に対して、どういうふうなことが例えば、行政としてできるとか。

特定空家というのは今まで、行政執行とかあったと思うんですけども、それは、今までどおりだっていうんであればで、やはり条例においても、管理不全っていう管理不全空家については、こうこうこういう、例えば行政として措置ができますよ、特定空家についてはこうこうこういうことができますよとか、やっぱり中にあるんじゃないかなっていう、やっぱり私も思うんですけど。

それが、ただ、もう特定空家、従来特定空家って言ってたんだけど、特定空家という概念もひっくるめて、もっと前の段階から、管理ができてないようなものを全部ひっくるめて管理不全空家っていうふうにしますということであれば、やはり管理不全空家っていうのは、従来の特定期空家と比べて、こんなことについて、新たに、例えば行政として、勧告とかあるいは指導とかいうのができる。でも、こういう状態で特定空家というふうになったならば、こうですという、そんなようにやっぱり、

条例のほうも変える必要があるんじゃないかなと思うんですけど。

これは多分、法律のほうそのものが、きちんとそういうのが定義されてるべきものだと思うし、そこがどうなってるかっていうことにもよると思うんですけど、いかがでしょうか。

○委員長（杉山武志君） この際、10分間休憩を取ります。

午前11時18分休憩

---

午後1時27分再開

○委員長（杉山武志君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

執行部におかれましては、特定空家、管理不全空家、この2つの用語の話を整理して、もう一度述べていただけませんか。中村建設農林部次長。

○建設農林部次長（中村壽志君） それでは、御説明申し上げたいと思います。

まず、管理不全空家等の定義について申し上げます。

管理不全空家等とは、空家等が適切な管理が行われていないことにより、そのまま放置すれば、特定空家等に該当することとなる恐れのある状態にあると認められる空家等と定義されております。したがって、管理不全空家等には、特定空家等が含まれております。

このたびの改正は、特定空家等を管理不全空家等に改め、今までより範囲を広げて、幅広く空き家対策を行えるようにするものであり、これにより、周囲に著しい悪影響を及ぼす前の有効活用や適切な管理を総合的に強化し、評価し、悪化の防止につなげるようになるということになります。

なお、この条例改正により、特定空家等の語句は出てこなくなりますが、上位法である空家等対策の推進に関する特別措置法に定めてありますので、空家等対策協議会により特定空家を含め、管理不全空家等について協議することとなります。

具体的には、管理不全空家等については、勧告が可能となりますし、特定空家については、今まで同様に、勧告、命令、代執行が可能となります。

協議会の要綱についても、管理不全空家の定義も含め特定空家、管理不全空家などの併記についても行ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

○委員長（杉山武志君） そのほか質疑はございませんでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（杉山武志君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

それでは、本案に対する討論を行います。御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（杉山武志君） 御意見なしと認め、討論を終わります。

これより、議案第33号を採決いたします。本案について、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（杉山武志君） 全員異議なしと認めます。よって、議案第33号は原案のとおり可決されました。

ここから各特別会計の令和6年度予算議案、議案第13号、議案第15号及び議案第16号の3件について一括審議とし、質疑を行います。

最初に、議案第13号令和6年度美祢市国民健康保険事業特別会計予算を議題といたします。執行部より説明を求めます。杓野市民課長。

○市民課長（杓野純枝君） では、御説明いたします。

議案の13ページになります。

歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ32億6,858万円と定めるものであります。

○委員長（杉山武志君） マイクを近づけていただけますか。

○市民課長（杓野純枝君） 初めに、歳出から主な内容について御説明をいたします。

議案の390ページになります。

1目一般管理費について、対前年度比187万4,000円減の6,259万3,000円を計上しております。

これは、事業運営上の人件費及び事務費であります。

次に、394ページの上段、療養諸費の計の欄でございます。対前年度比5,996万7,000円増の20億8,234万9,000円を計上しております。

主には、392ページに戻っていただきますが、下段の1目一般被保険者療養給付費の増額によるものであります。

続きまして、394ページ、中段の高額療養費において、計の欄になりますが、対前年度比5,945万5,000円増の3億5,478万2,000円を計上しております。

これは、その上、1目一般被保険者高額療養費の増額が影響しております。

これらは、今年度の給付実績の動向と、過去3年間の給付費の伸び率等に基づき算定をしたものであります。

次に、396ページ、下段になりますが、医療費納付金のうち、1目一般被保険者医療給付費分において、対前年度比505万1,000円減の4億7,316万7,000円を計上しております。

次に、398ページの上段になります。

1目一般被保険者後期高齢者支援金等分として、対前年度比85万8,000円減の1億4,698万3,000円、その下、1目介護納付金分として、262万9,000円増の3,712万6,000円を計上しております。

これらは、財政運営の責任主体である県への納付金について、県内国保の医療費の状況などから算出された県の通知によるものであります。

次に、400ページの中段、1目特定保健健康診査等事業費においては、232万3,000円増の3,335万2,000円を計上しております。

続きまして、402ページの下段になります。

諸支出金の計の欄、対前年度比286万9,000円増の1,186万2,000円を計上しております。

主には、5目の保険給付費等交付金償還金の増によるものであります。

続きまして、歳入の主な内容について御説明をいたします。

ページを戻っていただき382ページになります。

1目一般被保険者国民健康保険税において、対前年度比892万3,000円減の3億6,344万6,000円を計上しております。

令和6年度においては、前年度に引き続き減収が見込まれますが、国民健康保険基金から繰入れを見込み、保険料率の改定はせず、据え置くこととしております。

次に、384ページ中段、県の補助金、1目保険給付費等交付金において、対前年度比1億2,716万5,000円増の25億2,749万9,000円を計上しております。

これは、歳出の保険給付費の増に伴うものであります。

次に、下段の一般会計繰入金として、対前年度比1,384万1,000円減の2億5,505万4,000円を計上しております。

また、386ページ、下段の1目国民健康保険基金繰入金において、対前年度比926万6,000円増の1億958万円を計上しております。



説明は以上です。

○委員長（杉山武志君） 説明が終わりました。本案に対する質疑を行います。質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（杉山武志君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

次に、議案第15号令和6年度美祢市介護保険事業特別会計予算を議題といたします。執行部より説明を求めます。杓野市民課長。

○市民課長（杓野純枝君） それでは御説明をいたします。

議案は27ページになります。

歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ32億4,381万3,000円と定めるものであります。介護保険法に規定される介護保険事業会計の今年度のみな——介護保険事業計画を今年度に見直しをしております。

予算編成において、歳出では、介護保険事業計画の事業量推計に係る給付費等の見込み、歳入では、給付費等に対する各負担割合分のほか、介護保険条例の改正を加味し、予算を編成をしております。

それでは、歳出の主な内容について御説明をいたします。

議案の450ページになります。

1目一般管理費において、対前年度比302万7,000円減の5,214万9,000円を計上しております。

これは、事業運営上の人件費及び事務費であります。

続きまして、452ページ、中段になります。

2目認定調査等費において、対前年度比191万7,000円減の2,112万円を計上しております。すみません、訂正をいたします。2目認定調査等費において、対前年度比191万7,000円増の2,112万円を計上しております。

これは、会計年度任用職員人件費に係る増額によるものであります。

続きまして、454ページ、中段になります。

1目推進委員会費において、対前年度比284万9,000円減の13万2,000円を計上しております。

これは、介護保険事業計画と計画策定が今年度終了するための減額であります。

次に、中段から保険給付費になります。

ページは、460ページの中段になります。

介護サービス等諸費の合計でございますが、対前年度比1億1,517万3,000円減の27億5,255万1,000円を計上しております。

主には、ページを戻っていただきますが、454ページの居宅介護サービス給付費の減、また、456ページ、3目地域密着型介護サービス給付費、同じく、下段になります5目施設介護サービス給付費の減が影響しております。

今年度の11月サービス分までの実績と今後の決算見込みにより、この3月補正で、今年度の事業費も減額をしているところではありますが、5年度の決算見込みと比較しますと、3.7%の伸びを見込んでいるものであります。

続きまして、464ページ、下段になりますが、介護予防サービス等諸費の計において、対前年度比225万6,000円増の8,312万1,000円を計上しております。

主には、ページを戻っていただきますが、460ページ、中段の1目介護予防サービス給付費及び462ページ、上段の3目地域密着型介護予防サービス給付費の増が影響しているところです。

続きまして、468ページの上段、高額介護サービス等費の計ですが、対前年度比123万5,000円増の5,800万9,000円を計上しております。

そのページ下段の1目特定入所者介護サービス費においては、対前年度比497万9,000円減の1億475万9,000円を計上しております。

続きまして、472ページ、中段になります、地域支援事業費になります。

地域資源支援事業費におきましても、保険給付費と同様に計画における事業量の見込みを基に予算を計上しております。

1目介護予防生活支援サービス事業費においては、計の欄を見ていただきたいんですが、対前年度比で160万8,000円減の6,126万円を計上しております。

続きまして、476ページ、2目包括的継続的ケアマネジメント支援事業費において、対前年度比649万1,000円増の4,511万円を計上しております。

これは、地域包括支援センターに係る人件費及び運営費の増となっております。

続きまして、歳入について、ページは440ページからとなります。

歳入については、歳出で御説明をいたしました保険給付費及び地域支援事業費に対して、440ページの中段、国庫支出金、それから、442ページ中段の支払基金交付金、同じく、下段の県支出金において、負担割合に基づき算出をしております。

また、440ページに戻っていただき、上段の1目第1号被保険者保険料については、被保険者数の推計、所得段階の割合などから算出をしております。

最後に、444ページ、下段の繰入金において、事業に係る経費及び総務費の財源として繰り入れるべき額を一般会計繰入金として計上しております。

446ページ、上段の1目介護給付費準備基金繰入金においては、歳入の不足分として1,153万3,000円を計上しております。

説明は以上です。

○委員長（杉山武志君） 説明が終わりました。本案に対する質疑を行います。質疑はございますか。三好委員。

○委員（三好睦子君） 何点かお尋ねいたします。

今回からむこう3年間、第9期の介護保険事業計画なんですけれど、これ、厚労省が何か7つの論点っていうことで、こんなに違うことがありますよという感じで出しているのですけれど、その中で、それに沿ってちょっとお尋ねするんですけれど、介護保険のサービスの利用料は、美祢市においては、変動があるのか、あったのかないのか。保険料ではなくてサービスの利用料です。何か2割負担のようですが、変動があったのかないのか。一問一答でいいですか。

○委員長（杉山武志君） 予算の中に入ってないんです、これは。サービスの利用料は、利用者が支払われるお金で、予算に——市のほうの予算とは違いますんで。

○委員（三好睦子君） でも、給付費のところにありますよね。

○議長（竹岡昌治君） 自己負担のこと。

○委員（三好睦子君） 自己負担、そうですね、2割か3割に引き上げる、引き上げる対象が拡大するっていうんですけれど、それに伴った自己負担もですけれど、介護保険給付費から出るのではないんですか。2割自己負担によって、あと残り8割が出るんですから、この予算には関係してくると思いますけれど、そこでまた、変動があったのかないのかっていうことをお尋ねしたいんです。

○委員長（杉山武志君） 個人負担の増減に対しての市の負担率は増えたか、減ったかという質疑のようですが。

○委員（三好睦子君） 市の会計ですよ。そこを見込んでの予算になってるのか。2割は2割のままってなってるんでしょうか。3割負担がないかも分からない、また拡大されるかも分からないということで、それを見込んでの予算だったのかなと思

うんですけど、それはないということでしょうか。

○委員長（杉山武志君） 杳野市民課長。

○市民課長（杳野純枝君） ただいまの三好委員の御質問にお答えをいたします。

サービスにおける自己負担の部分ですけれども、現在と特に変わるというような情報はいただいているところがございます。

以上でございます。

○委員長（杉山武志君） 三好委員。

○委員（三好睦子君） 2点目なんですけど、要介護1、2が今現在、自治体のほうに総合事業として、自治体に任されてるんですけれども、美祢市の百寿プロジェクトとかいう形にもなっておりますけれども、介護保険を使わないように、みんな元気になるようにという取組なんですけれども、今年度において、新しい事業を何かお考えなのでしょうか。

○委員長（杉山武志君） 新規事業であれば、先般の予算決算委員会に上がっておろうかと思いますが、どのぐらいとおっしゃられてるんですかね。

○委員（三好睦子君） 今、予算決算委員会で、令和6年度の9期の介護保険を審議してるタイミングなので、新しい事業があるかないかっていうことを聞いたらおかしいでしょうか。

○委員長（杉山武志君） 佐々木市民福祉部次長。

○市民福祉部次長（佐々木靖司君） ただいまの三好委員の御質問にお答えいたします。

委員御質問の中で、要介護1、2とおっしゃったと思いますが、実は総合事業という事業につきましては、介護予防事業に当たりまして、要支援1、2の方がまず対象となります。この事業につきましては、美祢市では、平成29年から取り組んでおりまして、要支援、まだ要介護状態でない方がこれ以上重度にならないように、できるだけ地域で御自分らしくお暮らしいただけるようにということで、予防事業を進めております。

で、第9期の期間においては、新規事業としましては、現在新しく——新たなちよっと予防事業としまして、短期集中型の訪問サービス、それから通常サービスというのを、令和6年度から体制づくりの構築に入る予定でございます。予算等は現在まで伴ってない事業ではありますが、9期の期間中において、確実にこの事業を

実行させるということで、現在計画を進めているところでございます。

以上です。

○委員長（杉山武志君） 三好委員。

○委員（三好睦子君） 3番目なんですけど、このケアプランの有料化が、国が言ってるんですけど、今ケアプランは、有料化はされてないと思うんですけど、いずれするんでしょうか、どうでしょうか。

それとその前に、介護を認定する前に、今チェックシートっていうのがあるんですけど、それもこのケアプランの有料化に伴ってチェックシートも有料化され——まさかこれは有料化——チェックシートは有料化されないと思うんですけど、これについては、どうなのでしょう。

○委員長（杉山武志君） 杓野市民課長。

○市民課長（杓野純枝君） ただいまの三好委員の御質問にお答えします。

現在、ケアプランの作成費は、全額個人負担なく全額、保険給付費のほうで行っております。

従来から、御本人様に、一部負担をするかどうかという検討は進められて、検討されている状況でございますが、現時点で負担を求めるといような情報は入っておりませんので、今、全額給付という形で進んでおります。

以上でございます。

○委員長（杉山武志君） 三好委員。

○委員（三好睦子君） ちょっとまだはつきりしてないかも分かりませんが、この9期の間に行われるのではないかと思う点があるんですが、これは老健施設ですね、あそこの老健施設とかの相部屋を使ったときの部屋代とかも有料化されていくんでしょうか。

○委員長（杉山武志君） 三好委員、ちょっとよろしいですか。今予算の審議をしております、この予算のこの金額に、これは含まれるかどうかですね、そういう質問でしたらよろしいんですけど。三好委員。

○委員（三好睦子君） 分かりました。そしたらですね、その補足給付っていうのが、これは歳入にかかるわけですけど、補足給付、これは予算に関係します。補足給付のこの要件に変動があったのかどうか、厚労省は何か資産割を入れるよう、資産に要件を、不動産とかを入れるようですけど、どうなのでしょう。予算に関係

ありますが、これについてお尋ねいたします。

○委員長（杉山武志君） 杳野市民課長。

○市民課長（杳野純枝君） ただいまの三好委員の御質問にお答えをいたします。

補足給付を受ける対象者についてということだと思っておりますけれども、現時点では、第9期と要件は変わらないというふうに認識しております。第8期と変わらないというふうに理解をしております。

以上でございます。

○委員（三好睦子君） 分かりました。

○委員長（杉山武志君） ほか、質疑はございますか。藤井委員。

○委員（藤井敏通君） 先ほどの三好委員にも関連するんですけれども、この介護保険制度っていうのは、非常に御本人もさることながら、その家族とか、非常に重要な制度だと思ってるんですね。

それで、1つお聞きしたいんですけれども、予算を立てられるに当たって、何か、やはり今期はこういうことに対して、美祢市として重点的にやりたいというふうな、そういうふうな重点施策とかいうのはあるんでしょうか。

何か説明を聞いておりますと、予算を立てるということで、できるだけ去年度が過去3年の実績、あるいはその対象となる人の予測とかいうことで、一応従来の項目に当てはめてやられるっていうか、骨格予算といえば骨格予算なんかもしれませんが、何かやはり美祢市独自の介護、これに力を入れたい。だから、これについて、少し予算を計上するとか、そういう施策は、この中に入ってますか。

あるいは入ってないとして、今後やっぱりそういうふうな重点施策なんかっていうのを取り入れて、特徴のあるというか、美祢市ならではの介護制度とかいうふうなことは考えられませんか。

○委員長（杉山武志君） 執行部の方は、今回骨格ですから、そこまで踏み入ってないかもしれませんが、もし構想等で、お話ができるのであればお願いいたします。杳野市民課長。

○市民課長（杳野純枝君） ただいまの藤井委員の御質問にお答えをいたします。

令和6年度の予算編成に当たっての市の施策というところだと思いますが、このたび第9期の高齢者保健福祉計画等介護保険事業計画のほうを策定をいたしました。その中に課題や施策を目標としてっていうか、掲げておるところでございます。

それに基づく予算というふうに——予算で編成をしておるというところでございます。

以上でございます。

○委員長（杉山武志君） 藤井委員。

○委員（藤井敏通君） そうしますと、特に6年度にね、何か重点的に取り組むという施策、今のお話だと何かあるようなんですけれども、どのようなことを考えてらっしゃいます。

○委員長（杉山武志君） 佐々木市民福祉部次長。

○市民福祉部次長（佐々木靖司君） ただいまの藤井委員の御質問にお答えいたします。

介護保険制度そのものは、国の社会保障施策——制度でありますんで、大きな地方自治体の特色というのは、発揮することがなかろうかと思えます。

しかしながら、予防事業の段階で、地域の特色に応じた取組方というのが、そして、地域の社会資源を使った取組方というのが展開できるかと思えます。

今後も要支援、要介護状態にならないような日常生活を送っていただけるように、しっかり予防支援のほうの行動に、第8期に続いて、第9期におきましても、支援活動を続けていきたいというふうに考えております。

以上です。

○委員長（杉山武志君） 藤井委員。

○委員（藤井敏通君） 方向性はよく分かりました。

じゃあ具体的にね、そういうふうに予防ということで、例えば8期でも、何かもう既にそういう取組をされたようなんですけれども、改めて9期、今期、特にこういう、具体的にこういうことについてやっていこうという、そこは、どんなことがありますか。

○委員長（杉山武志君） 議長、どうぞ。

○議長（竹岡昌治君） すみません、ちょっと途中なんですけど、9期の介護計画が決定しました、決定しましたっていうけど、決定してますか。今途中じゃない。

○市民福祉部次長（佐々木靖司君） 策定中ですが。

○議長（竹岡昌治君） だから、結局、今タブレットにあるのは8期までしかないんですよ。9期はないんですよ。だから参考資料として見るのができん。だから、

まだ——パブコメは済んだ。

○委員長（杉山武志君） 佐々木市民福祉部次長。

○市民福祉部次長（佐々木靖司君） ただいまの竹岡議長の御質問ですが、さきの全員協議会においてパブコメがありまして、計画の概要ができましたということで御説明を差し上げて……

○議長（竹岡昌治君） サイドボックスには上げてない。

○市民福祉部次長（佐々木靖司君） 概要版のみが今掲載してある状態で、本編については、本編につきましては、今決裁中のごさいまして、決裁後は掲載させていただきますが、決裁はいただけないとってないってことでの状態であれば、まだ有効——計画期間は令和6年度からになります、有効ではないということで、できてないという状態でなかろうかと認識しております。

○委員長（杉山武志君） 議長。

○議長（竹岡昌治君） 概要版、どこにある。いやいや全協じゃなくて、僕は今タブレットに載ってないよ、計画の中に。

でね、まだ、決裁がおいてないということは、確実に決定してないということやろ。だから、その予測に基づいてっていうなら分かるけど、決定に基づいてっておっしゃってるんで、ちょっと違うんじゃないかな、確かに説明も受けてはおるんですけど。この中で検討資料として見ようと思っても、8期までしか載ってないんですよ。いつ、パブリックコメントが終わったんですか。少なくとも、条例や予算を審議するときには、もう決裁をおろしちよかんにやいけんわあね。

○委員長（杉山武志君） ここで暫時休憩いたします。

午後2時08分休憩

---

午後2時54分再開

○委員長（杉山武志君） 休憩前に引き続き、委員会を再開いたします。佐々木市民福祉部次長。

○市民福祉部次長（佐々木靖司君） 先ほどの私の答弁の中で、現在、第9期介護保険事業計画が決裁中という御説明をさせていただきました。今、休憩の時間をいただきまして調べましたところ、去る2月15日に、令和5年度は4回、計会議を行いました、第4回の高齢者保健福祉推進会議、ここにおいて、最後のパブリックコ



メントの回答案含めた審議をいただきまして、年4回の計4回の審議を終えております。この25日の翌日——失礼しました。2月15日の翌日、2月16日に、市長に内容を報告しまして、御決裁をいただいておりますことが分かりましたので、先ほどの決裁中であるという発言は訂正させていただければと思います。おわび申し上げます。

なお、サイドブックスへの掲載は、これも失念しておりましたが、先ほど、アップのほうをさせていただきましたので、御確認をいただければと思います。

以上です。

○委員長（杉山武志君） 承知しました。竹岡議長。

○議長（竹岡昌治君） すみません、私の発言で委員会止めまして、大変申し訳ないと思っておりますが、今次長のほうから説明がありましたので、よく分かりました。

ただ1点、もうちょっとお尋ねしたいんですが、そもそも論になるかもしれませんが。第1回といいますか、旧美祢市の時代なんですが、私もこの介護保険計画に携わったことがあるんです。そのときの記憶しかないんですが、基本的に3年間で会計は精算するというのが原則だったと思うんですね。

そうなりますと、これは三好委員が発言よくされるんですが、基金を何億ってたくさん貯める、必要性は分かります。しかし、もともと3年で精算するということになれば、今度、次の3年後の計画の中でやっぱり基金取り崩して、下げていかなかちゃいけない。また、足らなかったときには、その後の3年間で返すというのが原則であったと思うんですが、そういう意味からすると、基金の運用というものがちょっと間違ってるんじゃないかな。

それから、もう1点は、私まだ長生きしてますからいいんですが、当時の——仮にですよ、私が75歳になって、介護必要になったと、で、払ってた。そうすると、税の公平性を失うんじゃないかなあというふうな気もするわけですね。その辺で、もう1回基本的なことの、この介護事業というものがどうあるべきなんかっていうのを示唆していただければなと思います。

以上です。

○委員長（杉山武志君） 執行部よろしいですか。杳野市民課長。

○市民課長（杳野純枝君） ただいまの竹岡議長の御質問にお答えをいたします。

基金の運用といいますか——についての御質問だったかと思えます。

基本的には、議長おっしゃるとおり、3か年での余剰金というのは、次の介護保

険計画の期間の保険料を算定する上で、保険料の上昇を防ぐといいますか、そのために使うべきものだというふうに考えております。

しかしながら、過去に全額取り崩し、保険料を下げたというところで、次の計画期間に、大きく保険料を上げたという経緯もございます。ですので、ある程度、今から被保険者数がだんだん減っていく、それから高齢者の率、年齢の高い高齢者の方が増えていくという状況を見て、急激に負担増というか、被保険者の保険料が上がるということも、ちょっと長い目で見ると、可能性が出てくるのかなというふうに思いますので、今後の安定的な介護保険の運営を考える上では、全部を取り崩すというようなところはせずに、ある程度、少し余裕を持った運営をしていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○委員長（杉山武志君） 竹岡議長。

○議長（竹岡昌治君） 分かりました。いわゆる介護保険会計を健全化を図るため、あるいは安定化するためということであればですね、そんなに大きなのこぎりの刃みたいに上がったり下がったりも困りますんで、その辺を長期的にも標準化を見ながら、基金をむちゃくちゃに貯めるんじゃないくて、その辺のうまく運営を図っていただきたいなということで、終わりたいと思います。

○委員長（杉山武志君） ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（杉山武志君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

次に、議案第16号令和6年度美祢市後期高齢者医療事業特別会計予算を議題いたします。執行部より説明を求めます。杓野市民課長。

○市民課長（杓野純枝君） それでは御説明をいたします。

議案は33ページになります。

歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5億9,218万9,000円を定めるものであります。

令和6年度は、2年ごとの保険料率の改定が行われる年であります。このたびの保険料率の改定においては、後期高齢者負担率の見直しや出産育児支援金の導入等による保険料率の引上や賦課限度額の引上げが予定をされております。

一方、低所得者に対しては、制度改正による均等割負担や年金収入211万円相当

以下の場合の所得割の負担が生じない配慮が行われるとされております。

これを踏まえ、保険者である山口県後期高齢者医療広域連合からの通知に基づき予算を編成しております。

では、まず、歳出から主な内容について御説明をいたします。

502ページを御覧ください。

1目一般管理費において、事業運営における人件費及び事務費として627万1,000円を計上しております。

次に、そのページの下段、1目後期高齢者医療広域連合納付金において、対前年度比7,700万8,000円増の5億8,236万6,000円を計上しております。

後期高齢者医療広域連合納付金の財源となる後期高齢者医療保険料において、広域連合の通知に基づき計上をしております。

続きまして、歳入について主な内容を御説明いたします。

498ページの上段になります。

後期高齢者医療保険料において、対前年度比5,772万円増の4億1,241万5,000円を計上しております。

これは、広域連合の試算による通知額であり、歳出の後期高齢者医療広域連合納付金と同額となるものであります。

中段の一般会計繰入金において、計の欄ですが、対前年度比較1,901万4000円増の1億7,752万円を計上しております。

主には、2目保険基盤安定繰入金の増によるものであります。

繰入金は、歳出で見込まれる事務費及び保険基盤安定負担金に対して、一般会計から繰り入れるべき費用を計上しております。

以上で説明を終わります。

○委員長（杉山武志君） 説明が終わりました。本案に対する質疑を行います。質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（杉山武志君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

以上で、各特別会計の令和6年度予算議案3件の議案説明、質疑は終了いたしました。

それでは、この議案3件につきまして、市長に出席いただき総括質疑を行うこと

について、委員の皆さんの御意見をいただきたいと思ひます。市長の御出席を必要と思われますでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（杉山武志君） よろしいですか。それでは、総括質疑は行わないことといたします。

これより、各議案の討論、採決に入ります。

最初に、議案第13号令和6年度美祢市国民健康保険事業特別会計予算の討論を行います。意見はございませぬか。

○委員長（杉山武志君） 三好委員。

○委員（三好睦子君） 国保税、この件ですけれど、国保税を今回は据え置くとのことで、本当にありがたく思ひます。また前年度、前々年度ですか——も1世帯当たり、また1人当たりも、保険料が安くなっております。加入者の負担も少し明るくなったかと思ひます。それについては評価できますが、依然、今物価高騰とまた消費税10%で、消費も低迷しているのではないかと思ひます。そうした中で、中小零細企業は、苦しい営業ではなからうかと思ひます。

高齢者においても、国保税ですから75歳までの方なんですけれど、年金も下がって、また、農家のほうも、生産資材とかの高騰で、なかなか国保の加入者は、収入が少なくなっている状況ではないかと思われます。

こうした中で、収入未済額とか滞納額を増やさないためにも、また国保に加入しやすくするためにも、国保会計の基金の活用で保険税を納めやすくするようにして、命と暮らしを守るべきだと思ひ、まだまだ基金の活用で、国保加入者の生活を守っていきたいことを述べ、この議案に反対いたします。

○委員長（杉山武志君） そのほか御意見ございませぬか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（杉山武志君） 御意見なしと認め、討論を終わります。

これより、議案第13号を採決いたします。本案について、原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○委員長（杉山武志君） ありがとうございます。挙手多数であります。よって、議案第13号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第15号令和6年度美祢市介護保険事業特別会計予算の討論を行います。  
御意見はございませんか。三好委員。

○委員（三好睦子君） この議案にも反対いたします。

介護保険料の基準保険料については、負担が軽くなっておりますが、これについては評価できますけれど、保険の段階、10段階から13段階の保険料のアップ率——アップされています。国民と市民を——国民、また市民を分断、低所得者の方を高年齢というか、10段階から13段階の方の保険料アップが、低所得者の保険料を安くするというような形になっています。ということは、市民を分断してしまうのではないかと思います。介護保険給付準備基金を使って、負担を軽くするべきだと意見を述べます。

○委員長（杉山武志君） そのほか御意見ございませんでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（杉山武志君） 御意見なしと認め、討論を終わります。

これより、議案第15号を採決いたします。本案について、原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○委員長（杉山武志君） ありがとうございます。挙手多数であります。よって、議案第15号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第16号令和6年度美祢市後期高齢者医療事業特別会計予算の討論を行います。御意見はございませんか。三好委員。

○委員（三好睦子君） これについて、負担増になりますので、反対いたします。

2年ごとに保険料の改定があります。今年はその改定の年です。幾らの負担増になるかは、後期高齢者医療広域連合会の議会が行われていないので、幾らの負担増になるかということとは分からないのですが、負担が増えるということについては変わらないので、この負担増について反対いたします。

○委員長（杉山武志君） そのほか御意見ございませんでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（杉山武志君） 御意見なしと認め、討論を終わります。

これより、議案第16号を採決いたします。本案について、原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○委員長（杉山武志君） ありがとうございます。挙手多数であります。よって、議案第16号は原案のとおり可決されました。

以上をもちまして、本会議で本委員会に付託されました議案13件の審査を終了いたしました。

そのほか、委員の皆さんから所管の事項につきまして何かございましたら、御発言をお願いいたします。石井委員。

○委員（石井和幸君） 本市には、都市公園法に定める運動施設と教育委員会が管理する体育施設があり、その申請期日や提出先が異なることから、分かりにくいとの市民の声があります。

申請期日の統一化、提出先の一元化をしていただけないでしょうか、お願いいたします。

以上です。

○委員長（杉山武志君） 執行部いかがですか。中村建設農林部次長。

○建設農林部次長（中村壽志君） ただいまの石井委員の体育施設の申請にあたっての統一化といったところにお答えしたいと思います。

現在、今言われたように、それぞれの施設でちょっと、申請の内容等がちょっと異なっているという状況になっております。それぞれの施設の利用状況を踏まえた上で、そして、それぞれの部署が申請受けてるところの意見を踏まえた上となりますが、市民の方に、申請で迷うことのないように、統一化できるよう関係する部署と協議、検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○委員長（杉山武志君） そのほかございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（杉山武志君） ほかにないようでしたら、これにて本委員会を閉会いたします。御審査、御協力、誠にありがとうございました。お疲れさまです。

午後 3 時13分閉会

---

上会議の顛末を記載し、相違ないことを証するためここに署名する。

令和6年3月1日

教育民生委員長